

第 28 回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 9 月 29 日 9 時 30 分開会 ～ 10 時 00 分閉会
2. 開催場所 市民会館 1 階 第 2 会議室
3. 出欠状況（出席委員 15 名）

1 番	職務代理者	小寺 和雄	出席
2 番		姉崎 敏一	出席
3 番		橋本 佳文	出席
4 番		中島 和彦	出席
5 番		大岩 則子	出席
6 番		小山内 洋美	出席
7 番		工藤 伸一	出席
8 番		坂本 孝之	出席
9 番		西野 和文	出席
10 番		平野 貴史	出席
11 番		寺澤 順一	出席 議事録署名員
12 番		中村 孝之	出席 議事録署名員
13 番		田中 浩巳	出席
14 番		澤永 英樹	出席
15 番	会 長	西口 雅樹	出席

4. 協議事項

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 報告第 1 号 | 委員会業務報告について |
| 報告第 2 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 報告第 3 号 | 現地目証明願の会長専決処分について |
| 議案第 1 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 議案第 3 号 | 農用地利用集積等促進計画について |
| 議案第 4 号 | 恵庭市農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について |

議案第 5 号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

意見案第 1 号 農業振興地域整備計画の変更（編入）について

5. 参与した職員

農業委員会事務局	局長	西中	紀和
	次長	市川	忠志
	主査	松野	優一
		大高	慶寛
		瀬川	和也

6. 議事内容

事務局長： 只今より第 28 回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきます。
本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。
それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長： 秋の収穫でご多忙の中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。
稲刈りもほぼ終わりを迎えた頃かと存じます。
先日、農業会議に出席した際、他地域の状況について伺う機会がありました。
稲の収穫量や品質には地域によってばらつきがあるようですが、価格については、良い方向に向かっているとの見通しが示されておりました。
皆さまも、前向きな気持ちで日々の作業に取り組まれていることと思います。
冬休みに入る頃には、「今年は良い年だった」と皆さまで語り合えるような、実り多き一年となることを心より願っております。
本日も各議案がございますので、皆さまのご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長： ありがとうございました。
恵庭市農業委員会会議規則第 5 条第 3 項により、これからの議事進行については、会長にお願いしたいと思います。

会 長： それでは、日程 1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第 4 条に基づき、議事録署名員の指名を行います。
11 番寺澤委員、12 番中村委員を指名します。よろしくお願いいたします。
続きまして、日程 2「議事日程について」事務局より説明願います。

事務局長： それでは、「議事日程」についてご説明申し上げます。 お手元の議案書表紙裏面の「日程表」をご覧ください。

本日ご提案いたします案件の概要につきまして、以下のとおりご説明いたします。 本日の案件は、報告案件が 3 件、議案案件が 5 件、意見案件が 1 件となっております。

まず、報告案件についてご説明いたします。

日程 3 報告第 1 号は、令和 7 年 8 月 28 日から令和 7 年 9 月 28 日までの委員会業務報告です。

日程 4 報告第 2 号は、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、2 件

日程 5 報告第 3 号は、現地目証明願に関する会長専決処分について、1 件
続いて、議案案件についてご説明いたします。

日程 6 議案第 1 号は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、6 件

日程 7 議案第 2 号は、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 件

日程 8 議案第 3 号は、農用地利用集積等促進計画について、12 件

日程 9 議案第 4 号は、恵庭市農業委員会における法令順守の申し合わせ決議について

日程 10 議案第 5 号は、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について、5 件

最後に、意見案件についてご説明いたします。

日程 11 意見案第 1 号は、農業振興地域整備計画の変更（編入）について
以上、議事の概要について、簡単ではございますがご説明いたしました。

何卒、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおり取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第 1 号 委員会業務報告について

会 長： 日程 3 報告第 1 号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局長： 報告第1号「委員会業務報告について」 ご報告いたします。
令和7年8月28日から令和7年9月28日までの委員会業務報告となります。
8月28日 第27回恵庭市農業委員会総会
農地利用状況調査
作況調査
9月11日 恵庭市議会 第3回定例会（初日）
9月16日 現地調査
9月17日 現地調査
9月25日 北海道農業会議 第6回 常設審議委員会
以上、委員会業務報告とさせていただきます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会 長： 日程4 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」
このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。
番号1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に田、面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、令和6年8月17日、取得事由、[REDACTED]、権利区分、[REDACTED]、届出者は、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和7年8月26日届出されております。
番号2、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畑、現況、宅地と雑種地、面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、令和7年1月16日、取得事由、[REDACTED]、権利区分、[REDACTED]、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和7年9月5日届出されております。

以上、2 件の届出がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第 3 号 現地目証明願の会長専決処分について

会 長： 日程 5 報告第 3 号「現地目証明願の会長専決処分について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第 3 号「現地目証明願の会長専決処分について」
このことについて、下記のとおり専決処分を行ったので報告いたします。
番号 1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畑、申請、宅地と
雑種地、認定、非農地、面積、[REDACTED]、利用状況、[REDACTED]、所有
者、証明願出者共に、[REDACTED]の[REDACTED]さん、現地調査について
は、大岩委員と事務局で令和 7 年 9 月 16 日に実施しております。
以上、1 件の申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い
申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

会 長： 日程 6 議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
事務局より説明願います。

事務局： 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」
農地法第18条第6項の規定により、提出のあった賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認を求めます。
番号1番、2番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田と畑、面積、[REDACTED]㎡、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、道央農業振興公社を仲介し、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借りていたものでございます。契約期間は、[REDACTED]から令[REDACTED]でしたが[REDACTED]に合意解約が成立しています。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。
番号3番、4番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田と畑、面積、[REDACTED]㎡、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]、道央農業振興公社を仲介し、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借りていたものでございます。契約期間は、[REDACTED]から[REDACTED]でしたが[REDACTED]に合意解約が成立しています。解約理由につきましては、[REDACTED]であります。
番号5番、6番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED]㎡、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、道央農業振興公社を仲介し、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借りていたものでございます。契約期間は、[REDACTED]から[REDACTED]でしたが令[REDACTED]に合意解約が成立しています。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。
以上、6件についてご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）

会長： 日程7 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）」事務局より説明願います。

事務局： 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）」このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。

こちらについては、追認案件となります。

番号1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]㎡、転用目的、[REDACTED]、権利区分、[REDACTED]、譲渡人、[REDACTED]の[REDACTED]さん、譲受人、[REDACTED]の[REDACTED]さん、現地調査ですが、西口会長、小寺代行、中村委員、事務局で令和7年9月17日に実施しております。場所につきましては、地図番号1番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。本日、机上配布しました資料が、建物の立面図、平図面となっております。

以上、1件の申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画について

会 長： 日程8 議案第3号「農用地利用集積等促進計画について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第3号「農用地利用集積等促進計画について」

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、恵庭市等が作成した農用地利用集積等促進計画案のうち、中間管理事業に係る意見ならびに売買等事業に係る計画策定要請についての決定を求めます。

まずは、中間管理事業です。

番号1番、2番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況、田と畑、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、転作田と普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては、地図番号2番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号3番、4番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公

簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 3 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 5 番、6 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]、北海道農業公社を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 4 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

続きまして、売買等事業（貸付タイプ）になります。

7 月の総会にて承認いただいた、北海道農業公社が[REDACTED]さんから買入れた農地の一時貸付案件です。

番号 7 番、貸主、北海道農業公社、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 5 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

続いて売買等事業、北海道農業公社による売渡しになります。

番号 8 番、所有権の移転をする者は、北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、転作田、土地引渡の時期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 6 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 9 番、所有権の移転をする者は、北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、転作田、土地引渡の時期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 7 番の 1、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地、地図番号 7 番の 2、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 10 番、所有権の移転をする者は、北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、転作田、土地引渡の時期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 8 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 11 番、所有権の移転をする者は、北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■m²、利用権設定等の内容、転作田、土地引渡の時期は、■■■■。

場所につきましては、地図番号 9 番、■■■■の斜線の土地となります。

番号 12 番、所有権の移転をする者は、北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■m²、利用権設定等の内容、転作田、土地引渡の時期は、■■■■。

場所につきましては、地図番号 10 番、■■■■の斜線の土地となります。

利用権設定を受けるものは、農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 5 項第 2 号並びに 3 号の規定等要件を満たしている農業経営者でございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 4 号 恵庭市農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について

会 長： 日程 9 議案第 4 号「恵庭市農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 4 号「恵庭市農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について」このことについて、恵庭市農業委員会組織一丸で別紙事項についてここに申し合わせ、決議する。

なお、本案件は、令和元年 10 月 6 日に農業委員会が農地転用に係る収賄事件、不祥事が連続して発生し、再発防止のため法令順守の申し合わせ決議を全ての農業委員会全体で再発防止の取り組みを行い、毎年同様の取り組みを実施するよう通達があったことから行うものであります。

決議（案）の内容について読み上げます。

「私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 7 年 9 月 29 日、恵庭市農業委員会」

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご意見等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 5 号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

会 長： 日程 10 議案第 5 号「利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 5 号「利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」農地法第 30 条の規定により、令和 7 年 8 月 28 日に利用状況調査を行った結果、下記のとおり農地・非農地の判定を求めます。
対象農地は別紙の耕作放棄地一覧表のとおりとなっております。
対象農地の説明は、利用状況調査時にご説明申し上げた内容と同様であるため、本日は割愛させていただきます。

調査を行った全 5 件について、変形の狭小地、周囲の農用地から分断されている、森林化している状況等から農地への回復が困難とのことから農地として継続利用ができないと見込まれることから全件「非農地」として上程させていただいております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認いたします。

意見案第 1 号 農業振興地域整備計画の変更（編入）について

会 長： 日程 11 意見案第 1 号「農業振興地域整備計画の変更（編入）について」事務局より説明願います。

事 務 局： 意見案第 1 号「農業振興地域整備計画の変更（編入）について」このことについて、市より恵庭市農業振興地域整備計画の変更に関して意見の提出を求められたので意見を問う。

恵庭市農業振興地域整備計画変更の理由及び内容

番号 1 番、申請者、[] の [] さん、計画変更に係る土地、[] []、面積、[] m²、現況地目、畑、用途区分、農用地、変更内容、農用地区域への編入、変更の理由、当該申請者より、農用地区域への編入を求める申出があり、現状農地として利用されていることから、農業上の利用を確保すべき土地と判断し、農振法第 10 条第 3 項第 1 号の規定により農用地区域に編入する。

場所につきましては、地図番号 16 番、[] の斜線の土地となります。別紙 2 については農業委員会事務局の意見案です

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
これで、本日付議されました案件は、全て終了いたしました。
その他、全体を通して、何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： 意見なし。

会 長： これをもちまして、第 28 回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会 長 _____

議事録署名委員 11 番 委 員 _____

議事録署名委員 12 番 委 員 _____